

# ○金沢大学学則（案）

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 組織

　第 1 節 教育研究組織(第 5 条—第 18 条)

　第 2 節 職員等(第 19 条—第 26 条)

　第 3 節 教授会等(第 27 条—第 34 条)

　第 4 節 事務組織(第 35 条)

　第 5 節 技術支援組織(第 35 条の 2)

第 3 章 学生

　第 1 節 学年等及び休業日(第 36 条・第 37 条)

　第 2 節 修業年限及び在学年限(第 38 条—第 40 条)

　第 3 節 入学(第 41 条—第 47 条)

　第 4 節 教育課程、履修方法等(第 48 条—第 58 条)

　第 5 節 卒業要件及び学位授与(第 59 条—第 61 条)

　第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第 62 条—第 68 条)

　第 7 節 賞罰(第 69 条・第 70 条)

　第 8 節 検定料、入学料及び授業料(第 71 条—第 82 条)

第 4 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生(第 83 条—第 87 条)

第 5 章 学生寄宿舎(第 88 条)

第 6 章 特別の課程(第 89 条)

第 7 章 公開講座(第 90 条)

附則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 金沢大学(以下「本学」という。)は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この学則において「学域」とは、学校教育法第 85 条ただし書の規定に基づく、教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは、学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

- 3 この学則において「コース」とは、学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。
- 4 この学則において「研究域」とは、研究上の目的を達成するための組織をいう。
- 5 この学則において「系」とは、研究域及び第6条の2に定める国際基幹教育院に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。
- 6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。
- 7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。
- 8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。
- 9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

- 2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 組織

### 第1節 教育研究組織

(学域、学類並びにコース及び専攻)

第5条 本学に、次に掲げる学域、学類並びにコース及び専攻を置く。

人間社会学域

人文学類

法学類 公共法政策コース、企業関係法コース、総合法学コース

経済学類 エコノミクスコース、グローバル・マネジメントコース

学校教育学類 教育科学コース、教科教育学コース

地域創造学類 福祉マネジメントコース、環境共生コース、地域プランニングコース、観光学・文化継承コース

国際学類 国際社会コース、日本・日本語教育コース、アジアコース、米英コース、ヨーロッパコース

理工学域

数物科学類 数学コース, 物理学コース, 計算科学コース  
物質化学類 化学コース, 応用化学コース  
機械工学類 機械創造コース, 機械数理コース, エネルギー機械コース  
フロンティア工学類  
電子情報通信学類 電気電子コース, 情報通信コース  
地球社会基盤学類 地球惑星科学コース, 土木防災コース, 環境都市コース  
生命理工学類 生命システムコース, 海洋生物資源コース, バイオ工学コース

#### 医薬保健学域

医学類  
薬学類  
医薬科学類 生命医科学コース, 創薬科学コース  
保健学類 看護学専攻, 放射線技術科学専攻, 検査技術科学専攻, 理学療法学専攻, 作業療法学専攻

- 2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。
- 3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は、別に定める。
- 4 次の学類に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

#### 人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)並びに附属教育実践支援センター

#### 医薬保健学域薬学類及び医薬科学類

##### 附属薬用植物園

- 5 附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。
- 6 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

#### 人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻, 経済学専攻, 地域創造学専攻, 国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

#### 自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻, 薬学専攻

(前期 2 年の博士課程)

創薬科学専攻, 保健学専攻

(後期 3 年の博士課程)

創薬科学専攻, 保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

新学術創成研究科

(前期 2 年の博士課程)

融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻

(後期 3 年の博士課程)

融合科学共同専攻, ナノ生命科学専攻

法学研究科

(修士課程)

法学・政治学専攻

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

(国際基幹教育院)

第 6 条の 2 本学に、国際基幹教育院を置く。

2 国際基幹教育院に、次に掲げる部及び系を置く。

総合教育部

GS 教育系、外国語教育系、高等教育開発・支援系

3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、前項の総合教育部に、文系又は理系の区分のみを定めて行う本学の入学者を選抜するための試験により入学した者を学類へ移行するまでの間、所属させる。

4 国際基幹教育院に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第7条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に、次に掲げる研究域及び系を置く。

融合研究域

融合科学系

人間社会研究域

人間科学系、歴史言語文化学系、法学系、経済学経営学系、学校教育系

理工研究域

数物科学系、物質化学系、機械工学系、フロンティア工学系、電子情報通信学系、  
地球社会基盤学系、生命理工学系

医薬保健研究域

医学系、薬学系、保健学系

2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

3 研究域、研究域に置く系及び附属研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に、附属病院を置く。

2 附属病院は、医薬保健学域のための教育研究施設とする。

3 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所等)

第10条 本学に、次に掲げる附置研究所等を置く。

がん進展制御研究所

ナノ生命科学研究所

ナノマテリアル研究所

設計製造技術研究所

2 附置研究所等に関し必要な事項は、別に定める。ただし、ナノ生命科学研究所については、自主独立した拠点形成の推進を図るため、その運営に関して特例措置を適用することができるものとする。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

総合メディア基盤センター

環日本海域環境研究センター  
学際科学実験センター  
子どものこころの発達研究センター  
先進予防医学研究センター  
環境保全センター

- 2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。  
(健康管理センター)

第13条 本学に、健康管理センターを置く。

- 2 健康管理センターに関し必要な事項は、別に定める。  
(グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構)

第14条 本学に、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を置く。

- 2 グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に関し必要な事項は、別に定める。  
(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室  
資料館  
埋蔵文化財調査センター  
技術支援センター

- 2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。  
(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

- 2 ナノ生命科学研究所、ナノマテリアル研究所、設計製造技術研究所、学内共同教育研究施設、健康管理センター及び先端科学・社会共創推進機構に、研究部門を置くことができる。

- 3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。  
(連携講座等)

第18条 大学院に、連携講座、寄附講座及び共同研究講座を置くことができる。

- 2 国際基幹教育院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、健康管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、寄附研究部門を置くことができる。

- 3 国際基幹教育院、附属病院、附置研究所等、学内共同教育研究施設、保健管理センター、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、共同研究部門を置くことができる。
- 4 連携講座、寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に、学長を置く。

2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。

(教授、准教授等)

第20条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

2 本学に、事務職員、技術職員、医療職員その他の職員を置く。

3 附属学校に、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他の職員を置く。

4 附属学校に、副校長、副園長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第21条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人置くことができる。

(部局及び部局長等)

第22条 学域、研究科、国際基幹教育院、研究域、附属病院、附置研究所等、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を部局とし、それぞれ学域長、研究科長、国際基幹教育院長、研究域長、附属病院長、附置研究所等の長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グローバル人材育成推進機構長、新学術創成研究機構長、先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長(以下「部局長」という。)を置く。

2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。

3 学域に置く学類及び研究域に置く系に、それぞれ学類長及び系長を置き、国際基幹教育院に置く系に系長を置く。ただし、研究域長は学類長又は系長を、国際基幹教育院長は系長を兼ねることができない。

4 附属教育実践支援センター及び附属薬用植物園に、それぞれ附属教育実践支援センター長及び附属薬用植物園長を置く。

5 附属図書館に置かれる医学系分館に、分館長を置く。

- 6 学内共同利用施設に、学内共同利用施設の長を置く。
- 7 人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科、新学術創成研究科及び法学研究科の各専攻に、専攻長を置く。
- 8 第1項に定める部局に、部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。
- 9 第1項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は、再任されることがある。
- 11 部局長等は、教授(常勤の特任教授を含む。以下この項において同じ。)をもって充てる。ただし、グローバル人材育成推進機構長は学長を、ナノマテリアル研究所長、設計製造技術研究所長、附属図書館長、環日本海域環境研究センター長、保健管理センター長、先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長は副学長を、学長が別に定める学内共同利用施設の長は准教授(常勤の特任准教授を含む。)を、副部局長は教授以外の職員をもって充てることができる。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は、学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第23条 学長は、部局長(学類長及び系長を含み、附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。この場合において、学長は、第27条に定める会議(第31条の4に定めるナノマテリアル研究所会議、第31条の5に定める設計製造技術研究所会議、第32条第1項に定める教員会議及び第33条に定めるセンターハウス会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があるとき。
  - (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって、当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは、解任することができる。
  - 3 前項の規定により、研究科長、国際基幹教育院長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、学類長及び系長を解任するときは、第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(附属学校統括長)

- 第24条 本学に、附属学校の運営及び改革を統括するため、附属学校統括長を置く。
- 2 附属学校統括長は、学長が指名する者をもって充てる。
  - 3 附属学校統括長の任期は2年とする。ただし、補欠の附属学校統括長の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 附属学校統括長は、再任されることがある。
- (名誉教授、客員教授等)

第25条 本学の学長、副学長又は教授として勤務した者に、名誉教授の称号を付与することができる。

2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

3 名誉教授、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第26条 削除

### 第3節 教授会等

(教育研究会議、学類会議、研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として、融合研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、融合系教育研究会議を置き、その下に、系会議を置く。

2 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法学研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

3 教授会として、理工学域、自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、理工系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

4 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

5 教授会として、国際基幹教育院の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、国際基幹教育院教授会議を置き、その下に系会議を置く。

6 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。

7 教授会として、ナノ生命科学研究所の研究に関する重要事項を審議するため、ナノ生命科学研究所教授会議を置く。

(組織)

第28条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の教授をもって組織する。

2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議には、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。), 附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

- 4 ナノ生命科学研究所教授会議には、ナノ生命科学研究所リサーチプロフェッサー(極めて顕著な研究業績を有する国内外の教育機関から招へいする教員に限る。)を加えることができる。ただし、学長が特に必要と認めた場合、ナノ生命科学研究所以外の教授を加えることができる。

(議長)

第 29 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議に議長を置き、当該研究域、国際基幹教育院、がん進展制御研究所及びナノ生命科学研究所の長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。

- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第 30 条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

(1) 当該研究域長、国際基幹教育院長、がん進展制御研究所長及びナノ生命科学研究所長の候補者の選考に関する事項

(2) 教員の人事及び選考に関する事項

(3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項

(4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項

(11) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項

- 2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。

- 3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができます。

(代議員会等)

第31条 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

- 2 教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議及びナノ生命科学研究所教授会議の議決とすることができる。

(基幹教育管理運営委員会)

第31条の2 本学に、「金沢大学＜グローバル＞スタンダード」を基軸とした、全学的な基幹教育(学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育をいう。)について、基本的な方針を審議し決定するため、基幹教育管理運営委員会を置く。

(附属学校運営協議会)

第31条の3 本学に、附属学校の将来構想、学校教育学類及び大学院教職実践研究科との連携について、基本的な方針を審議し決定するため、附属学校運営協議会を置く。

(新学術創成研究科会議)

第31条の4 新学術創成研究科の教育に関する重要事項を審議するため、新学術創成研究科会議を置く。

- 2 新学術創成研究科会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、教育研究会議に準じて、別に定める事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(ナノマテリアル研究所会議)

第31条の5 ナノマテリアル研究所に、ナノマテリアル研究所会議を置く。

(設計製造技術研究所会議)

第31条の6 設計製造技術研究所に、設計製造技術研究所会議を置く。

(教員会議等)

第32条 総合メディア基盤センター、環日本海域環境研究センター、学際科学実験センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センターア会議等)

第33条 先進予防医学研究センター、環境保全センター、グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構に、必要に応じて、センターア会議(グローバル人材育成推進機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構にあっては機構運営会議、以下「センターア会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第34条 第28条から前条までに定めるもののほか、教育研究会議、国際基幹教育院教授会議、がん進展制御研究所教授会議、ナノ生命科学研究所教授会議、学類会議、研究科会議、系会議、基幹教育管理運営委員会、附属学校運営協議会、新学術創成研究科会議、ナノマテリアル研究所会議、設計製造技術研究所会議、教員会議、運営委員会及びセンターコンソーシアム等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

#### 第4節 事務組織

(事務局)

第35条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究・社会共創推進部
- (5) 学務部
- (6) 国際部
- (7) 情報部
- (8) 人間社会系事務部
- (9) 理工系事務部
- (10) 医薬保健系事務部
- (11) 病院部

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 技術支援組織

(総合技術部)

第35条の2 本学に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学生

#### 第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期4クオーターに分ける。

学期	クオーター	期 間
前期	第1クオーター	4月1日から9月30日の間で別に定める。
	第2クオーター	
後期	第3クオーター	10月1日から翌年3月31日の間で別に定める。
	第4クオーター	

3 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第37条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課すことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

## 第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第38条 修業年限は、4年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、6年とする。

(修業年限の通算)

第39条 第84条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の2分の1を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 在学年限は、8年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては、12年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

## 第3節 入学

(入学時期)

第41条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定したもの
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第44条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第45条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学を退学した者(第70条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域又は国際基幹教育院総合教育部へ再入学を志願するもの
- (2) 他大学に在学している者で、本学(国際基幹教育院総合教育部を除く。以下第3号から第7号において同じ。)へ転入学を志願するもの
- (3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの
- (4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
- (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの
- (7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議又は国際基幹教育院教授会議の議を経て、学域長又は国際基幹教育院長が決定する。
- 3 第1項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の2倍の年数を超えることができない。
- 4 前3条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
- 5 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

(宣誓)

第47条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

#### 第4節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第48条 教育課程は、本学、学域、学類並びにコース及び専攻の教育上の目的を達成するためには必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学域、学類並びにコース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。
- 4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第49条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 教育課程については、金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。
- 3 授業科目の履修に関する事項については、金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第50条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができます。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第51条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第52条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第50条第2項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第53条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第54条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期又は1クオーターに履修科目として登録することができる単位数の上限を学域及び国際基幹教育院において定めるものとする。

(大学院授業科目の履修)

第54条の2 学生は、本学大学院へ入学を希望するときは、所属の学域長及び希望する大学院の研究科長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第55条 学生は、学域長又は国際基幹教育院長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、合計 60 単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。
- 3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。  
(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。  
(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。  
(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域又は国際基幹教育院の定めるところに基づき、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 卒業要件及び学位授与

##### (卒業要件)

第59条 本学に4年以上(医薬保健学域の医学類及び薬学類にあっては6年以上)在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124単位以上(医薬保健学域の医学類にあっては188単位以上、薬学類にあっては186単位以上)で学域の定める単位数を修得した者については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第51条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

##### (早期卒業)

第60条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、前条の規定にかかわらず、学長はこれを認定することができる。

- 2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

##### (学位の授与)

第61条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

#### 第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

##### (休学等)

第62条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、学域長又は国際基幹教育院長に届け出て、休学することができる。

- 2 前項に定める休学のほか、学域長又は国際基幹教育院長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

- 3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各クオーター、各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

- 4 休学期間は、在学年限に算入しない。

- 5 休学期間は、通算4年（国際基幹教育院総合教育部に所属する期間においては通算2年とする。）を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

##### (復学)

第63条 休学期間に復学しようとする者（前条第2項により休学を命じられた者を除く。）は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長に届け出るものとする。

- 2 復学の時期は、クオーター又は学期の始めとする。

##### (転学類)

第64条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあっては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

(転学)

第65条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第66条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第67条 退学しようとする者は、事由を記し、学域長又は国際基幹教育院長を経て、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長、学域長又は国際基幹教育院長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第68条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は減免若しくは徴収猶予を許可された者(入学料の全額を免除された者を除く。)であって、納付すべき入学料を納付しない者
- (2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

## 第7節 賞罰

(表彰)

第69条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第70条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長又は国際基幹教育院長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

#### 第8節 検定料、入学料及び授業料 (検定料等)

第71条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第72条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第73条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)及び関係法令に基づき、別に定めるところにより入学料の全額及び一部を返付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

(1) 入学者選抜における第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及びAO入試等において第1次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

3 前項の規定により返付する額は、前項第1号の場合における第2段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第74条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第1クオーター、第2クオーター、第3クオーター及び第4クオーターの4クオーターに区分して行うものとし、それぞれのクオーターにおいて徴収する額は、年額の4分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、第1クオーター及び第2クオーターにあっては5月、第3クオーター及び第4クオーターにあっては11月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があったときは、第1クオーター及び第2クオーターに係る授業料を徴収するときに、当該年度の第3クオーター及び第4クオーターに係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第2項の納期後に入学した者は、入学の日の属する月に、そのクオーターに属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第 75 条 既納の授業料は返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、既納の授業料のうち、休学又は退学したクオーターに係るもの並びに修学支援法及び関係法令に基づき減免されたものは、別に定めるところにより、当該授業料の全額又は一部を返付することができる。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第 76 条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、別に定めるところにより、授業料を免除することができる。
- 3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。
- 4 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。
- (1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。
  - (2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。
  - (3) 第 70 条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中及び復学の場合の授業料)

第 77 条 休学の場合には、別に定めるところにより、休学中の授業料は、これを徴収しない(第 75 条第 2 項に定める既納の授業料の全額又は一部の返付を含む。)ことがある。

- 2 復学したときは、復学した日の属するクオーターから授業料を徴収する。この場合において、第 2 クオーター又は第 4 クオーターから復学したときは、復学日の属する月に当該クオーターに係る授業料を、第 3 クオーターから復学したときは、11 月に第 3 クオーター及び第 4 クオーターに係る授業料を、それぞれ徴収する。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第 78 条 第 76 条第 4 項第 1 号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の 12 分の 1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

- 2 第 76 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第 79 条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、再入学、転入学又は編入学した日の属するクオーターから次の徴収の時期前までの期間に応じた額を本学の指定する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第80条 クオーターの途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、当該クォーターの授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第81条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第82条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第83条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

4 第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第67条、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条、第80条及び第81条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第84条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域及び国際基幹教育院において別に定める。

3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

4 第36条、第37条、第41条、第43条、第44条、第45条、第49条第2項、第68条、第70条、第73条、第74条、第75条及び第81条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第85条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。

3 第36条、第37条、第44条、第68条、第70条、第74条、第75条及び第81条の規定は、特別聴講学生に準用する。

- 4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域又は国際基幹教育院の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。  
(外国人留学生)

第 86 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第 87 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は、別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 科目等履修生の授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 5 章 学生寄宿舎

(学生寄宿舎)

第 88 条 本学に、学生寄宿舎として泉学寮、白梅寮、国際交流会館及び学生留学生宿舎を置く。

- 2 学生寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

第 89 条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第 7 章 公開講座

(公開講座)

第 90 条 本学に、公開講座を設ける。

- 2 公開講座の受講料の額は、別表第三のとおりとする。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる金沢大学の学生である者は、この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。

- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科、薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 別表第一の規定にかかわらず、法学部、理学部、薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
法学部	法政学科	180	360	540
	従前の学科 法学科	480	320	160
	公共システム学科	165	110	55
	(学科共通)	20	20	20
	計	845	810	775
理学部	数学科	99	98	97
	物理学科	131	130	129
	化学科	154	152	150
	生物学科	98	96	94
	地球学科	110	108	106
	計算科学科	118	116	114
	(学科共通)	20	20	20
	計	730	720	710
薬学部	総合薬学科	235	310	305
	従前の学科 薬学科	40	—	—
	製薬化学科	40	—	—
	計	315	310	305
工学部	土木建設工学科	331	318	313
	機能機械工学科	304	296	292
	物質化学工学科	382	372	366
	電気電子システム工学科	197	194	191
	人間・機械工学科	304	296	292
	情報システム工学科	256	252	248
	(学科共通)	60	60	60
	計	1,834	1,788	1,762
合計		7,454	7,358	7,282

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第2

- 0条第7項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。
- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第20条第7項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
  - 7 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、第71条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

#### 附 則

この学則は、平成17年2月3日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

#### 附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
薬学 部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の 学科	230	150	75			
	計	305	300	300	300	335	370

#### 附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成20年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第30条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第27条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 4 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 6 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

#### 学域・学類の収容定員

学域	学類	平成20年 度	平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度
		収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
人間社会 学域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20
	経済学類	185	370	555	740	740
	学校教育学類	100	200	300	400	400
	地域創造学類	80	160	240	320	320
	国際学類	70	140	210	280	280
	計	750	1500	2260	3020	3020
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336
	物質化学類	81	162	243	324	324
	機械工学類	140	280	420	560	560

	電子情報学類	108	216	324	432	432
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296
	自然システム学類	102	204	306	408	408
	(学域共通編入学定員 40)			40	80	80
	計	589	1178	1807	2436	2436
医薬保健 学域	医学類	95	190	285	380	475
	(編入学定員 5)			5	10	15
	薬学類	35	70	105	140	175
	創薬科学類	40	80	120	160	160
	保健学 類	看護学専攻	80	160	240	320
		(編入学定員 1 0)			10	20
	放射線技術科 学専攻	40	80	120	160	160
	(編入学定員 5)			5	10	10
	検査技術科学 専攻	40	80	120	160	160
	(編入学定員 5)			5	10	10
	理学療法学専 攻	20	40	60	80	80
	(編入学定員 5)			5	10	10
	作業療法学専 攻	20	40	60	80	80
	(編入学定員 5)			5	10	10
	小計	200	400	630	860	860
	計	370	740	1145	1550	1685
	合計	1709	3418	5212	7006	7141

#### 存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
			収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)	収容定員 (人)
文学 部	人間学科	人間社会系教 育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		

教育 学部	学校教育教員養成 課程		240	160	80			
	障害児教育教員養 成課程		60	40	20			
	人間環境課程		180	120	60			
	スポーツ科学課程		105	70	35			
	計		585	390	195			
法学 部	法政学科		540	360	180			
	(編入学定員 10)		20	20	10			
	計		560	380	190			
経済 学部	経済学科		615	410	205			
	計		615	410	205			
理学 部	数学科	理工系教育研 究会議	72	48	24			
	物理学科		96	64	32			
	化学科		111	74	37			
	生物学科		69	46	23			
	地球学科		78	52	26			
	計算科学科		84	56	28			
	(学科共通編入学定 員 10)		20	20	10			
	計		530	360	180			
医学 部	医学科	医薬保健系教 育研究会議	475	380	285	190	95	
	(編入学定員 5)		20	20	15	10	5	
	(小計)		495	400	300	200	100	
	保健学 科		240	160	80			
			20	20	10			
			120	80	40			
			10	10	5			
			120	80	40			
			10	10	5			
			60	40	20			

		(編入学定員 5)		10	10	5		
		作業療法学専攻		60	40	20		
		(編入学定員 5)		10	10	5		
		(小計)		660	460	230		
		計		1155	860	530	200	100
薬学部	薬学科			70	70	70	70	35
	創薬科学科			80	80	40		
	従前の総合薬学科 学科			75				
	計			225	150	110	70	35
工学部	土木建設工学科	理工系教育研究会議		231	154	77		
	機能機械工学科			216	144	72		
	物質化学工学科			270	180	90		
	電気電子システム工学科			141	94	47		
	人間・機械工学科			216	144	72		
	情報システム工学科			183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)			60	60	30		
	計			1317	898	449		
	合計			5497	3788	2029	270	135

## 附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)												
医 薬	医学 類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630

保健学域	(編入定員5)	—		—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)												
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

## 附 則

この学則は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

## 附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 22 年度から平成 3 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915

	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371
--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

学域	学類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

## 附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

## 附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成 23 年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第 2 年次編入学 5 人、第 3 年次編入学 5 人とし、平成 23 年度から令和 8 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672
	(編入学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	112	672	112	672
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927	387	1927
	大学合計	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383	1726	7383

学域	学類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	112	672	100	660	100	648	100	636
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	375	1915	375	1903	375	1891
	大学合計	1726	7383	1714	7371	1714	7359	1714	7347

学域	学類	令和7年度		令和8年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学 域	医学類	100	624	100	612
	(編入 学)	—	25	—	25
	計	375	1879	375	1867
	大学合計	1714	7335	1714	7323

### 附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する研究科及び専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成24年3月31日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成25年7月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、第 63 条第 1 項、第 74 条第 2 項に規定する納付期限及び別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会学域経済学類経済理論・経済政策コース、経営・情報コース及び比較社会経済コース並びに地域創造学類健康スポーツコース並びに理工学域電子情報学類、環境デザイン学類及び自然システム学類は、平成 30 年 3 月 31 日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、人間社会学域及び理工学域における平成 30 年度から令和 2 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人間 社会 学域	経済学類	135	690	135	640	135	590
	地域創造学類	90	330	90	340	90	350
	国際学類	85	295	85	310	85	325
	計	725	2995	725	2970	725	2945
理工 学域	数物科学類	84	336	84	336	84	336
	(編入学定員 5)	-	-	-	-	-	5
	物質化学類	81	324	81	324	81	324
	(編入学定員 4)	-	-	-	-	-	4
	機械工学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員 10)	-	-	-	-	-	10

	フロンティア工学類	110	110	110	220	110	330
	(編入学定員5)	-		-		-	5
	電子情報通信学類	80	80	80	160	80	240
	(編入学定員7)	-		-		-	7
	地球社会基盤学類	100	100	100	200	100	300
	(編入学定員7)	-		-		-	7
	生命理工学類	59	59	59	118	59	177
	(編入学定員2)	-		-		-	2
従前の学類	機械工学類		420		280		140
	電子情報学類		324		216		108
	環境デザイン学類		222		148		74
	自然システム学類		306		204		102
	(学域共通編入学定員40)	-	80	-	80	-	40
	計	614	2461	614	2486	614	2511

- 4 存続する学類に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 平成30年3月31日に在学する者(平成30年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成30年8月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成31年2月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の地域連携推進センターに係る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に附属学校統括長である者の任期については、第24条第3項の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

#### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科法学・政治学専攻は、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 令和2年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。この場合において、「法務研究科」とあるのは「法学研究科」と読み替えるものとする。
- 6 第22条の規定にかかわらず、当分の間、融合研究域長については、学長が指名する理事をもって充て、融合科学系長については、当該系に所属する教授のうち、学長が指名する者をもって充てるものとする。
- 7 第27条から第31条までの規定にかかわらず、当分の間、融合学域設置検討委員会委員長裁定をもって融合系教育研究会議の議決とができるものとし、また、融合学域組織体制・教育課程専門部会の議決をもって融合科学系会議の議決とができるものとする。
- 8 前2項に定めるもののほか、融合研究域に係る特例については、別に定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、医薬保健学域創薬科学類は、令和3年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域における令和3年度から令和8年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学域	薬学類	65	240	65	270	65	300
	医薬科学類	18	18	18	36	18	54
	保健学類	理学療法学専攻	15	75	15	70	15
		(編入学定員5)	-	10	-	10	-
		作業療法学専攻	15	75	15	70	15
		(編入学定員5)	-	10	-	10	-
	従前の学類	創薬科学類		120		80	
	計	385	1925	373	1911	373	1897

学域	学類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
医薬保健学域	薬学類	65	330	65	360	65	390
	医薬科学類	18	72	18	72	18	72
	保健学類	理学療法学専攻	15	60	15	60	15
		(編入学定員5)	-	10	-	10	-
		作業療法学専攻	15	60	15	60	15
		(編入学定員5)	-	10	-	10	-
	従前の学類	創薬科学類					
	計	373	1883	373	1901	373	1919

- 4 存続する学類に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のとおりとする。
- 5 存続する学類の長については、前項に規定する教授会が別に定める。
- 6 令和3年3月31日に在学する者(令和3年4月1日以降に従前の学類に編入学する者を含む。)については、なお、従前の例による。

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2年次編入学 定員(人)	第3年次編入学 定員(人)	収容定員 (人)
人間社会 学域	人文学類	145			580
	法学類	170	10	700	
	経済学類	135			540
	学校教育学類	100			400
	地域創造学類	90			360
	国際学類	85			340
	計	725	10	2920	
理工学域	数物科学類	84	5	346	
	物質化学類	81	4	332	
	機械工学類	100	10	420	
	フロンティア工学類	110	5	450	
	電子情報通信学類	80	7	334	
	地球社会基盤学類	100	7	414	
	生命理工学類	59	2	240	
	計	614	40	2536	
医薬保健 学域	医学類	100	5		625
	薬学類	65			390
	医薬科学類	18			72
	保健 学類	看護学専攻	80	10	340
		放射線技術科 学専攻	40	5	170
		検査技術科学 専攻	40	5	170
		理学療法学専 攻	15	5	70

	作業療法学専攻	15		5	70
	小計	190		30	820
	計	373	5	30	1907
	合計	1712	5	80	7363

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料 (円)	授業料(円)
学域・国際基幹教育院総合 教育部	17,000	282,000	年額 535,8 00
	再入学、転入学、編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,70 0
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14, 800
特別聴講学生	/	/	1単位 14, 800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあっては4,000円、第2段階目の選抜にあっては13,000円とする。

別表第三

公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1時間 500
高校生以下	1時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	

## ○金沢大学教育研究会議規程（案）

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1089 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第 34 条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第 2 条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

- 2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。
- 3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。), 附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教並びに常勤の特任教員を加えることができる。

### (審議事項)

第 3 条 会議は、学則第 30 条第 1 項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

- (1) 研究域長の候補者の選考に関する事項
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
- (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (11) 医薬保健系教育研究会議においては、附属病院長の候補者の選考に関する事項
- (12) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

### (議長)

第 4 条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

### (議事及び議決)

第 5 条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3 分の 2 以上の出席を必要とすることができる。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第12号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

- 2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究域長
- (2) 各学類長
- (3) 各研究科長
- (4) 各系長
- (5) その他会議が必要と認めた者

- 3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- 4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

- 2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

- 2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

- 2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議、研究科会議及び系会議の議決)

第11条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- (1) 学士課程の入学者選抜に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他会議が必要と認めた事項

- 2 議決は、電子的書面によりできるものとする。
- 3 学類会議、研究科会議及び系会議は、会議から付託された事項、その他当該学類、研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。  
(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 会議に関する事務は、融合系教育研究会議は学務部、人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部、理工系教育研究会議は理工系事務部、医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

会議名	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
融合系教育研究会議			融合研究域 融合科学系
人間社会系教育研究会議	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人間科学系 歴史言語文化学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系
理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 フロンティア工学類 電子情報通信学類 地球社会基盤学類 生命理工学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 フロンティア工学系 電子情報通信学系 地球社会基盤学系 生命理工学系
医薬保健系教育研究会議	医薬保健学域 医学類 薬学類 医薬科学類 保健学類	医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科	医薬保健研究域 医学系 薬学系 保健学系

## ○金沢大学学類会議規程

(平成 20 年 4 月 1 日規程第 1096 号)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 34 条及び金沢大学教育研究会議規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学類会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第 2 条 会議は、当該学類を担当する教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教並びに常勤の特任教員をもって組織する。

2 会議には、前項に掲げる者のほか、他の学類、研究科等を担当する教授、准教授、講師若しくは助教又は常勤の特任教員で、兼ねて当該学類の教育を担当する者を加えることができる。

3 医薬保健学域に置かれている学類の学類会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

### (審議事項)

第 3 条 会議は、教育研究会議から付託された当該学類に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るために研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他教育に関する重要事項

2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。

- (1) 学類長の候補者の選考に関する事項
- (2) その他当該学類に関する重要事項

### (議長)

第 4 条 会議に議長を置き、当該学類長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第5条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(付託及び専決)

第6条 会議は、第3条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、学類会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができます。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月20日から施行する。